特定工場等において発生する騒音に係る規制基準（騒音）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時間の区分 | | 午前8時から  午後7時まで | 午前6時から  午前8時まで及び 午後7時から  午後11時まで | 午後11時から 翌日の午前6時  まで |
| 区域の区分 | 第1種区域 | 50デシベル以下 | 45デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| 第2種区域 | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 | 50デシベル以下 |
| 第3種区域 | 65デシベル以下 | 65デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| 第4種区域 | 70デシベル以下 | 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

（規制値は敷地境界線上の値）